軽井沢町スポーツ大会参加激励金支給基準

（趣旨）

第１条　この支給基準は、町民等のスポーツの普及及び技術の向上を図ることを目的として、国、県又は町の代表としてスポーツ大会へ参加する町民等に対し、予算の範囲内で軽井沢町スポーツ大会参加激励金（以下「激励金」とする。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象大会）

第２条　激励金の支給の対象となる大会は、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟の競技団体が主催、共催又は後援する次の各号に掲げる大会をいう。ただし、主たる目的が予選会の場合は除く。

　⑴国際大会

　⑵国民体育大会、全日本又は全国呼称の各種大会

　⑶北信越大会又はそれに準ずる大会

　⑷長野県大会

（支給対象者）

第３条　激励金の支給の対象者は、予選会等により選抜され、前条に規定する大会に、国、県又は町の代表として参加する選手、監督等とし、次の各号いずれかに該当する者とする。

⑴町内に住所を有する者

⑵町内の高等学校、中学校又は小学校に在学している者

⑶前２号の者で形成する団体の監督又はコーチ（２名以内）

⑷その他町長が特に必要と認めた者

（激励金の額）

第４条　激励金の額は別表のとおりとする。

（激励金の支給申請）

第５条　激励金の支給を受けようとする者は、軽井沢町スポーツ大会参加激励金交付申請書（様式第１号）及び各号に掲げる書類を大会開催１４日前までに提出しなければならない。ただし、大会出場から大会までの期間が短い等、提出期限に間に合わない場合はその限りではない。

⑴代表選考予選会成績確認報告書

⑵出場大会の開催要綱等

２　激励金の交付を受けようとする者が未成年の場合は、所属する団体の長又は保護者が申請するものとする。

（激励金の支給方法）

第６条　激励金は支給対象者からの激励金請求書（様式第２号）の提出後、手渡しで支給するものとする。ただし、都合により手渡しすることのできない場合、口座振込で処理することができる。

（結果報告書）

第７条　激励金の支給を受けた者は、スポーツ大会終了後、速やかに軽井沢町スポーツ大会出場報告書（様式第３号）に大会結果を添えて町長に提出しなければならない。

（その他）

第８条　この基準に定めるもののほか、支給する必要が生じた場合は、その都度協議のうえ支給する。

附　則

この基準は、平成１７年４月１日から適用する。

この基準は、平成２８年４月１日から適用する。

この基準は、平成３１年４月１日から適用する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別表 |  |  |
|  |  | （１人あたり） |
|  | 開催場所 | 激励金額 |
| 長野県大会 |  | ３，０００円 |
| 長野県大会以外の大会 | 県内 | ３，０００円 |
| 県外（本州以外を除く） | ５，０００円 |
| 本州以外の日本国内 | ７，０００円 |
| 海外 | ３０，０００円 |